

令和5年新十津川町農業委員会

第33回(3月)会議録

招集月日	令和5年3月23日	14時30分	場 所	役場 大会議室
開閉日時	開 会	令和5年3月23日	14時30分	
	閉 会	令和5年3月23日	15時40分	
及宣言者	会 長	続 木 秀 則	会長代理	高 橋 了 裕

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	村 本 健	出	7	上 杉 秀 正	欠	13	木 村 文 秋	出
2	新 井 隆 之	出	8	中 嶋 和 己	出	14	坂 本 和 隆	出
3	小 林 勝	出	9	乗 松 良 行	出	15	千 石 洋 彰	出
4	川 村 登	出	10	阪 口 徳 幸	出	16	高 橋 了 裕	出
5	稲 葉 敏	出	11	田 中 千 久	出	17	続 木 秀 則	出
6	坂 下 敏 浩	出	12	杉 本 初 美	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典		
事務局主幹	平 川 宏 之	事務局担当	穴 吹 理 絵

議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	5	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
	6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	7	議案第4号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
	8	議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
	9	議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
	10	その他

開会宣告	議長	只今から第33回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第33回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第2番 新井隆之</p> <p>第3番 小林 勝 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和5年2月28日～令和5年3月23日)</p>

日程第4 議案第1号	議 長	続きますして、日程第4議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認
		について
	事務局	事務局から内容の説明を申し上げます。
		議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
		農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、
		成立状況について確認をする。
		令和5年3月23日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号1
		番号 1 字〇〇 地番全3筆、地目田 民有地 合計面積6,354㎡
		令和5年2月16日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号2
		番号 2 字〇〇 地番全4筆、地目田 民有地 合計面積2,832㎡
		令和5年2月28日提出、合意解約通知 集積計画 円滑化事業
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております
		ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号3
		番号 3 字〇〇 地番全9筆、地目田、畑、その他 民有地 合計面積47,169㎡
	令和5年2月22日提出、合意解約通知 農地中間管理事業	
	本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております	
	ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
番号4		
番号 4 字〇〇 地番全9筆、地目田、畑、その他 民有地 合計面積47,169㎡		
令和5年2月22日提出、合意解約通知 農地中間管理事業		
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております		
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
以上、4件について説明を終わります。		
よろしくご審議のほどお願いします。		
議 長	説明が終わりました。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
日程第5 議案第2号	議 長	異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。
		続きますして、日程第5議案第2号、農地の権利移動の許可申請について
	事務局	事務局から内容の説明を申し上げます。
		議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
		農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について
	決定をする。	
	令和5年3月23日 提出	
	新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則	
	番号 1 説明	
	図面番号1をご覧ください。	

日程第5 議案第2号	事務局	字〇〇 地番全2筆 地目田1,159.92㎡ 民有地 合計面積1,159.92㎡
		法律関係 売買
		こちらの農地につきましては、高齢のため所有地を売買するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
	議長	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
		説明を終わります。
	委員	質疑ございませんか。
		なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
		討論なしと認めます。
	議長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
		なし。
	議長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。
事務局	番号2 説明	
	図面番号2をご覧ください。	
	字〇〇 地番全1筆 地目畑692㎡ 民有地 合計面積692㎡	
	法律関係 売買	
	こちらの農地につきましては、高齢になり離農して他の耕作地は既に処分しているが、自家消費用の野菜畑として残していた本件申請地を売却したいというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
委員	なし。	
	質疑なしと認めます。	
議長	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。	
議長	続きまして、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。	
	番号3 説明	
事務局	図面番号3をご覧ください。	

日程第5 議案第2号	事務局	字〇〇 地番全3筆 地目田5,527㎡ 畑51㎡ 民有地
		合計面積5,578㎡ 法律関係 使用貸借
		こちらの農地につきましては、経営主となる子に使用貸借するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
続いて討論を行います。		
討論はございませんか。		
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第6 議案第3号	議長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。
		議案第2号については決定をしました。
		続きまして、日程第6議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について
		農地法第5条の規定による許可申請が別紙のとおりあったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、許可の可否について意見を求める。
		令和5年3月23日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続木 秀 則
		番号 1 説明
		字〇〇 地番全4筆 地目田 民有地 合計面積29,134㎡ 5条一時転用
図面番号4をご覧ください。		
こちらについては、別添資料のとおり、耕地改良に伴う砂利採取であります。一時転用となっています。		
農地の区分は、農用地区域内農地であり、農業振興地域です。		
採取方法や施工状況については問題がないものと思われます。		
以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。		
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	

日程第7 議案第4号	議 長	議案第3号については、提案のとおり決定し、北海道農業会議へ意見聴取いたします。
		結果が可でありましたら、会長の専決により許可いたします。
		続きまして、日程第7議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
事務局	事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。
		令和5年3月23日 提出
		新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則
		番号 1 説明
		函面番号5をご覧ください。
		番号1 字〇〇 地番全2筆 地目田34,504㎡、畑1,185㎡ 民有地
		合計面積35,689㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
		議 長
	それでは、担当、坂下委員より説明いたします。	
委 員	委 員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、売り主から売りに出したいとの申し出がありました。
		地域にまわし隣接2件にもまわしたところ、3件の手上げがありました。
		地域で話し合ったところ、隣地の2件に納得してもらい、〇〇さんに決定しました。
		単価につきましては、田の面積が小さいことを考慮しました。
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議 長	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
委 員	なし。	
議 長	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
委 員	なし。	
議 長	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委 員	なし。	
議 長	議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。
		なお、番号2及び番号3については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。
		〇〇委員退席ください。
事務局	事務局	番号 2 説明

日程第7 議案第4号	事務局	図面番号6をご覧ください。
		番号2 字〇〇 地番全1筆 地目田3,958㎡ 民有地 合計面積3,958㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号2について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、坂本委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、売り主に賃貸借契約の終期を迎えるにあたり意向確認したところ、売買したいとのことでした。
		地域にまわしたところ、元々賃貸で耕作していた〇〇さん1件のみの申し込みがあり、決定しました。
		単価につきましては、基盤整備が進んでいることなどを考慮しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
これから採決いたします。		
提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号3 説明	
	図面番号7をご覧ください。	
	番号3 字〇〇 地番全2筆 地目田18,763㎡ 民有地 合計面積18,763㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
議長	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	番号3について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、坂本委員より説明いたします。	
	それでは、説明申し上げます。	
委員	こちらの案件につきましても、売り主に賃貸借契約の終期を迎えるにあたり意向を確認したところ、売りに出したいとのことでした。	
	地域に諮ったところ、元々耕作していた〇〇さん1件のみの申し込みがあり、決定しました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
	説明を終わります。	
議長	質疑ございませんか。	
	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	

日程第7 議案第4号	議 長	討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。
		それでは、〇〇委員席についてください。
		続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 4 説明
		図面番号8をご覧ください。
		番号4 字〇〇 地番全4筆 地目田6,354㎡、畑411㎡ 民有地
		合計面積6,765㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号4について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、稲葉委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、売り主に賃貸借契約の更新について確認したところ、今度は売りたいとのことでした。
		地域にまわしたところ、〇〇さんのみの手上げがあり、決定しました。
		圃場が小さいことと暗渠が入っていないため、このような単価設定となりました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
続いて討論を行います。		
討論はございませんか。		
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 5 説明	
	図面番号9をご覧ください。	
	番号5 字〇〇 地番全4筆 地目田28,114㎡、畑894㎡、その他153㎡ 民有地	
	合計面積29,161㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議 長	番号5について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、千石委員より説明いたします。	

日程第7 議案第4号	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの案件につきましては、売り主から長年賃貸していたが、売買にしたいと申し出がありました。
		地域にまわしたところ、賃貸借契約していた〇〇さんのみの手上げがあり、決定しました。
		単価につきましては、圃場の基盤整備も終わっていることもあり、このように設定しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号5については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号6について事務局から説明申し上げます。
		なお、番号6については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。
〇〇委員退席ください。		
事務局	番号 6 説明	
	図面番号10をご覧ください。	
	番号6 字〇〇 地番全11筆 地目田43,020㎡、畑2,281㎡、その他2,054.32㎡	
	民有地 合計面積47,355.32㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
議長	番号6について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、千石委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	こちらの案件につきましては、長年賃貸していた売り主から、今度は売買したいと申し出がありました。	
	地域にまわしたところ、長年賃貸借契約していた〇〇さん1件のみの手上げがあり、決定しました。	
	単価につきましては、条件が悪く複雑な田、畑や雑種地など段階的に設定しました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	

日程第7 議案第4号	議 長	討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号6については、提案のとおり決定をします。
		それでは、〇〇委員席についてください。
		続きまして、番号7について事務局から説明申し上げます。
		なお、番号7については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により退席を求めます。
		〇〇委員退席ください。
	事務局	番号 7 説明
		図面番号11をご覧ください。
		番号7 字〇〇 地番全26筆 地目田78,833㎡、畑2,180㎡、その他40.1㎡
		民有地 合計面積81,053.1㎡
		こちらについては、賃貸借案件となっています。
		農地保有合理化事業の案件であり、農業経営基盤強化促進法第7条の規定により同法第18条第3項の各要件を満たす必要はありません。
	議 長	番号7について、事務局から説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号7については、提案のとおり決定をします。	
	それでは、〇〇委員席についてください。	
	続きまして、番号8について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 8 説明	
	図面番号12をご覧ください。	
	番号8 字〇〇 地番全11筆 地目田54,579㎡、畑2,315㎡、その他2,251㎡	
	民有地 合計面積59,145㎡	
	こちらについては、賃貸借案件となっています。	
	農地保有合理化事業の案件であり、農業経営基盤強化促進法第7条の規定により同法第18条第3項の各要件を満たす必要はありません。	
議 長	番号8について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	

日程第7 議案第4号	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号8については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号9について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号9 説明 図面番号13をご覧ください。 番号9 字〇〇 地番全6筆 地目田36,240㎡、その他800㎡ 民有地 合計面積37,040㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 農地保有合理化事業の案件であり、農業経営基盤強化促進法第7条の規定により 同法第18条第3項の各要件を満たす必要はありません。
	議長	番号9について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号9については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号10について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号10 説明 番号10 字〇〇 地番全4筆 地目田40,737㎡、畑2,115㎡ 民有地 合計面積42,852㎡ こちらについては、賃貸借継続案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各 要件を満たしていると考えます。
	議長	番号10について、事務局から説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号10については、提案のとおり決定をします。 議案第4号については、全て決定しました。

日程第8 議案第5号	議 長	続きまして、日程第8議案第5号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、説明を申し上げます。		
	事務局	議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について このことについて、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定したので、別紙のとおり提案する。 令和5年3月23日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」 別紙添付 (別紙により説明)		
		議 長	以上で事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。	
		委 員	なし。	
		日程第9 議案第6号	議 長	質疑なしと認めます。 その他、ご意見ございますか。 ないようですので、議案第5号については提案のとおり決定し、町のホームページにて公表をいたします。 続きまして、日程第9議案第6号令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明を申し上げます。
			事務局	議案第6号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について このことについて、別紙のとおり策定し、公表することについて意見を求める。 令和5年3月23日 提出 新十津川町農業委員会会長 続 木 秀 則 令和5年度最適化活動の目標の設定等 別紙添付 (別紙により説明)
	議 長			以上で事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。
委 員	なし。			
日程第10 その他	議 長			質疑なしと認めます。 その他、ご意見ございますか。 ないようですので、議案第6号については提案のとおり決定し、町のホームページにて公表をいたします。 続きまして、日程第10、その他に入ります。 事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。		
	議 長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。 それでは、本日の第33回農業委員会総会を閉じさせていただきます。 慎重なご審議ありがとうございました。		